

# 昭和町 第3次 地域福祉活動計画

みんなで支えあい、安心して、  
いきいきと暮らしていくために、  
心をつなぐ福祉の輪



令和2年3月

社会福祉法人

昭和町社会福祉協議会

## I 計画策定の趣旨

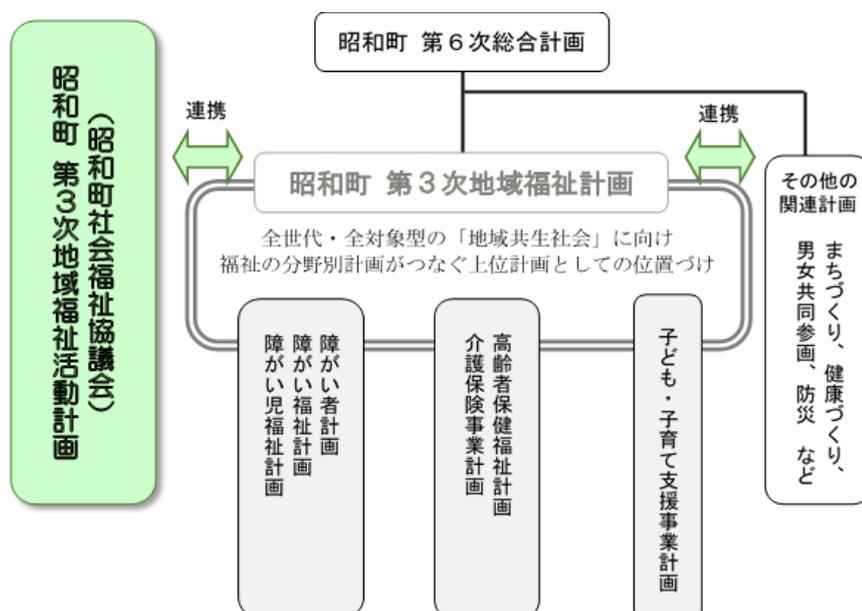
近年、少子高齢化の一層の進行や家族形態の変化、人々の価値観の多様化などを背景として、地域住民同士のつながりや助けあいの意識の希薄化による地域コミュニティの変容等により、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。具体的な事象としては、孤立死や引きこもり、自殺、ホームレス、家庭内での児童・高齢者及び障がいのある人等への虐待、DVの増加等の不安や課題が発生し、深刻な問題が顕在化してきています。さらに、経済不況や雇用形態の多様化に伴う所得格差のひろがり等による生活困窮者対策、災害時の要支援者対策、高齢の親と無職の子どもの同居世帯が抱える8050問題、介護と育児に同時に直面するダブルケア等の新たな課題への対応も求められています。

このような状況に対応するため、国では様々な法改正や支援制度を進めていますが、これらの課題は、“制度の狭間”と言われるように、公的なサービスや制度だけでは対応できない部分も少なくありません。公的なサービスや制度だけでなく、自治会、地域団体、ボランティア団体、NPO等さまざまな組織が連携するとともに、地域社会が共通した目標を持ち、支えあいながら、地域でのつながりを強め、“我が事・丸ごと”の地域共生社会の実現に向けた地域づくりを連携して取り組んでいくことが必要となっています。

昭和町社会福祉協議会においても、このような背景を踏まえ、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、安心して、いきいきと自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスや制度と協働して助けあいながら暮らすことのできる“地域共生社会”の実現を目指した「昭和町 第3次地域福祉活動計画」を策定しました。



## II 地域福祉活動計画の位置づけ・計画の期間



昭和町社会福祉協議会が策定する「昭和町 第3次地域福祉活動計画」は、平成29年度に町が策定した「昭和町 第3次地域福祉計画」と両輪をなし、社会福祉法にある福祉サービスの基本理念を達成するため、地域福祉を総合的、計画的に推進する道標となるものです。

また、計画の期間は、令和2年度を初年度とした令和6年度までの5年間です。

### Ⅲ 昭和町の現状

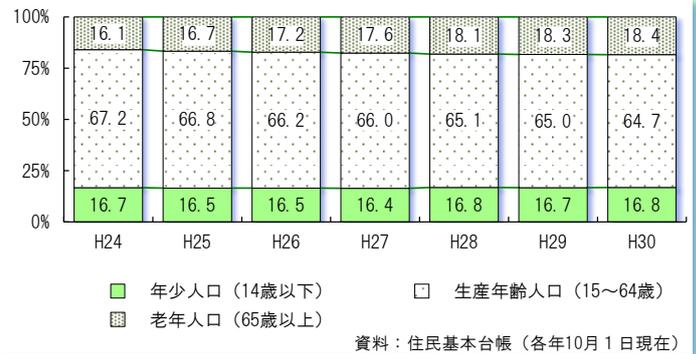
本町の総人口は増加傾向で推移しており、平成 30 年に 20,000 人を上回り、平成 30 年 10 月 1 日時点では 20,135 人となっています。全国的に人口減が進行していることを鑑みると、本町は数少ない人口増加自治体となっています。

また、年齢 3 区分別の推移をみると、生産年齢人口（15～64 歳）は微減傾向、老年人口（65 歳以上）は微増傾向、年少人口（14 歳以下）は横ばい傾向となっています。全国的な人口減の主な原因の 1 つとして挙げられる少子高齢化は、本町ではそれほど進行していないといえます。

総人口の推移

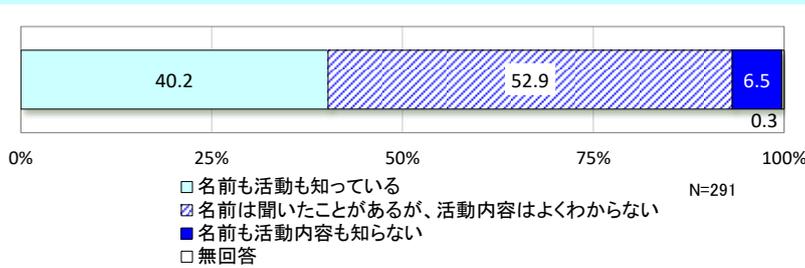


年齢 3 区分別の推移



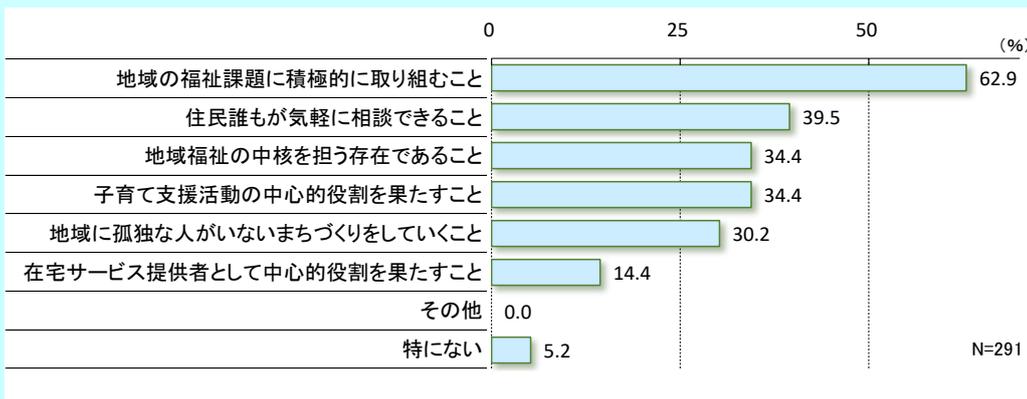
#### 【各地区の組長を対象に実施したアンケート結果にみる現状と課題（抜粋）】

##### 昭和町社会福祉協議会の認知状況



◎社会福祉協議会という名称は知っていても、担っている役割や行っている活動までは十分認知されておらず、身近な存在とまではなっていませんが、住民のボランティア活動のコーディネータ的な役割をはじめ、地域の福祉課題に対して積極的に取り組むことが期待されています。

##### 社会福祉協議会に期待すること



## Ⅳ 基本理念と基本方針

### < 基本理念 >

町の計画である「昭和町 第3次地域福祉計画」では、総合計画における保健福祉分野の基本方針や方向性を踏まえた“みんなで支えあい、安心して、いきいきと暮らせる昭和町”を基本理念に掲げています。本計画は、町の地域福祉計画と両輪の位置づけであるため、地域福祉計画の基本理念と整合性をとりつつ、なおかつ、昭和町地域福祉を実行するための住民の活動・行動のあり方を定めた活動計画という性格を踏まえ、より具体的に“みんなで支えあい、安心して、いきいきと暮らしていくために、心をつなぐ福祉の輪”を計画の基本理念と定め、地域の各種団体や関係機関などとの連携のもと、民間組織としての独自性や柔軟性をより一層発揮し、住民各層の参画を求めながら、住民一人ひとりが、時には手助けの必要な人に支援の手を差し伸べ、時には支えてもらうことができる福祉のまちづくりを推進していきます。

### ～ 計画の基本理念 ～

みんなで支えあい、安心して、  
いきいきと暮らしていくために、  
心をつなぐ福祉の輪



# < 基本方針 >

基本方針については、町の「昭和町 第3次地域福祉計画」と整合性を保つため、同じ基本方針を掲げ、効果的な事業展開を推進していきます。

## 【基本方針Ⅰ】 協働の人づくり

社会福祉協議会の活動を正しく認識してもらうとともに、町民それぞれが地域での活動に興味や関心を持ち、実際に参加できるよう福祉教育に対する理解と育成を進めます。また、ボランティアの育成及び多方面より活動支援を行います。

(広報・啓発、福祉教育、ボランティア育成・活動支援)



## 【基本方針Ⅱ】 いきいきとした暮らしを支える基盤づくり

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、生活していくうえでの悩みや不安が相談できる体制や充実した福祉サービスが必要です。社会福祉協議会は、実際に地域福祉を実践していく担い手として、相談支援や福祉サービス、経済的支援等の多方面で事業を展開していきます。

(相談支援、健康づくり・福祉サービス、経済的支援)

## 【基本方針Ⅲ】 参加しやすい仕組みづくり

地域社会を支えるためには、地域住民による日常的な支え合いの取り組みが必要不可欠です。日頃から地域の人と挨拶や立ち話をしたり、地域での活動に参加したりするなどコミュニケーションをとることで、日常的な安否確認はもちろん、緊急時・災害時の助け合いや暴力や虐待の早期発見などにもつながることもあります。そのため、地域住民の交流活動を行ったり、各種関係団体などとの連携を強化していきます。また、社会福祉協議会自体の機能も強化していきます。(交流促進、連携強化、機能強化)



## 【基本方針Ⅳ】 安心して地域で暮らせる環境づくり

災害はいつ発生するか分かりません。高齢者や障がいのある人などは、災害時には避難などで何かしら援助が欠かせない人々です。こうした人々への支援体制として、災害ボランティアの受け入れ体制を確立させていきます。(災害時支援)

## V 事業の展開

### 【基本方針Ⅰ】 協働の人づくり

(広報・啓発、福祉教育、ボランティア育成・活動支援)

#### (1) 広報・啓発

- ▶ ウェブサイトやSNS、広報紙や組回覧、さらにはイベント現場等、様々な場所や情報媒体を通じて、地域活動やボランティア活動の情報を提供し、地域福祉に対する町民の理解を深めるとともに、社会福祉協議会の認知度を高めます。

広報・啓発	①ホームページによる広報	②SNS活用事業
	③社協だよりの発行	④ボランティアだよりの発行
	⑤情報ネットワークの推進	

#### (2) 福祉教育

- ▶ 児童・生徒に向けて福祉やボランティア活動に対する理解と関心を高め、次代の地域福祉活動を担う人材の育成を目指すとともに、地域活動やボランティア活動に関心のある潜在的なボランティア人材の開拓・掘り起こしに努めます。

福祉教育	①児童・生徒のボランティア活動普及事業	②小・中学生 福祉標語・ポスター募集事業
	③福祉・ボランティア活動の意識啓発	

#### (3) ボランティア育成・活動支援

- ▶ 地域の助け合い、支え合いを主体となって進めるボランティアへの支援や様々な取り組みを行う団体や組織、個人の連携を促す交流機会の充実や学習機会の創出に努め、「共に生きる社会の実現」を目指して、ボランティア活動の育成と支援を実施します。

ボランティア 育成・活動支援	①ボランティア活動推進事業	②ボランティア・NPO ボードの管理
	③ボランティア登録制度の運営・推進(ボランティア人材バンク)	
	④町ボランティア・地域住民活動センター(ボランティアセンター)の運営・管理	
	⑤ボランティア連絡協議会運営支援	⑥ボランティア活動事業への助成
	⑦昭和町民とボランティアのつどいの後援	⑧ボランティアに関する各種研修
	⑨ボランティアサロンコーディネーター講習会	⑩ボランティア活動(傷害)保険の窓口業務
	⑪災害・防災ボランティアの受け入れ体制の整備	⑫昭和町住民参加型有償ボランティア事業

### 【基本方針Ⅱ】 いきいきとした暮らしを支える基盤づくり

(相談支援、健康づくり・福祉サービス、経済的支援)

#### (1) 相談支援

- ▶ 日々の生活で生じる様々な困りごとや不安などを抱え込むことがないように、気軽に相談できる窓口運営に努めるとともに、専門知識が必要な生活課題についても関係機関と連携して、問題の解決へとつながるよう努めます。また、未婚者同士の出逢いの場を提供する結婚相談所運営の充実も図ります。



相談支援	①総合相談・支援事業	②心配ごと相談事業
	③結婚相談事業	

## (2)健康づくり・福祉サービス

- 地域福祉の担い手として、地域住民が住み慣れた地域でいつまでも健康に暮らし続けられるよう、心と体の健康の維持・増進を目的とした高齢者の健康づくり事業を推進します。また、高齢者や障がいのある人を対象に様々な在宅サービスを提供することで、日々の不安を解消し、安心してご自宅で暮らせるように支援します。

健康づくり・福祉サービス	①生活支援体制整備事業	②高齢者ふれあい事業
	③福祉スポーツ大会	④軽スポーツ親善交流会の後援
	⑤運動指導事業	⑥配食サービス事業
	⑦軽度生活援助事業	⑧訪問型介護予防サービス:総合事業訪問型A
	⑨外出支援サービス事業	⑩いきがいクラブ活動支援事業
	⑪ボランティア移送サービス	⑫昭和町住民参加型有償ボランティア事業【再掲】
	⑬登録ヘルパー友愛訪問事業	⑭福祉車両の貸出事業
	⑮備品等貸出事業	⑯成年後見制度利用支援事業
	⑰ボランティア登録制度の運営・推進(ボランティア人材バンク)【再掲】	

## (3)経済的支援

- 経済的に困窮している人たちへの生活資金の貸付業務や相談業務を行うとともに、高齢者や障がいのある人であって判断能力が低下している人たちが地域において自立した生活が送れるよう支援します。さらには、生活困窮者自立支援事業についても、行政と協力し支援に取り組みます。

経済的支援	①生活福祉資金(総合支援資金)貸付制度の運営委託業務	
	②臨時特例つなぎ資金貸付制度の運営委託業務	③福祉金庫貸付事業
	④日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)	
	⑤生活福祉緊急援助(米券給付)事業	⑥生活困窮者自立支援事業

## 【基本方針Ⅲ】

## 参加しやすい仕組みづくり

(交流促進、連携強化、機能強化)



### (1)交流促進

- すべての町民が同じ地域の一員としてふれあう機会の創出と福祉意識の啓発に努めます。また、同時に、児童と保護者のふれあい、高齢者の社会的孤立、ひきこもり防止などライフステージに沿った交流と社会参加の機会の創出に努めます。

交流促進	①福祉まつりの実施	②ICT(情報通信技術)活用事業	③社協カフェ事業
	④くらしアップ!!事業	⑤ふれあい祭りへの出展支援	⑥親子ふれあい事業
	⑦子ども未来創生事業	⑧いきいき・ふれあいサロンの拡充・助成	
	⑨ふれあいランチ事業	⑩年末・年始交流会事業	

### (2)連携強化

- 地域で安心して暮らし続けるためには、日々の生活での問題や困りごとが気軽に解決できる近隣環境が重要になります。地域単位での福祉活動の基盤となる組織づくりや保健・医療・福祉の連携、行政や各種団体等との連携を進めます。また、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を担います。

連携強化	①情報ネットワークの推進【再掲】	②地域見守りネットワーク事業
	③支部社会福祉協議会活動の推進	④地域ケア会議との連携
	⑤障がい者福祉活動、母子福祉活動の推進	⑥中央市・昭和町地域自立支援協議会との連携

### (3)機能強化

- ▶ 地域福祉を推進していく中心的な担い手として、支援を必要とする人、支援を提供する人の相互の立場と権利を尊重しつつ、質の高い福祉サービスの提供体制を構築するとともに、様々なニーズに柔軟に対応できる組織体制の充実と所管する団体事務局の運営支援に努めます。また、民間団体としての独立性を高めていくため、社会福祉協議会会費、共同募金配分金、日本赤十字社交付金などの財源の確保について、住民の皆様及び事業所等への理解と協力を求めています。

<b>機能強化</b>	①社会福祉協議会活動の充実強化	②職員資質の向上と体制の充実
	③理事会、評議員会の充実強化	④個人情報の保護
	⑤事務の合理化の推進	⑥地域福祉の拠点として福祉センターの充実
	⑦地域福祉センターの運営・管理	⑧昭和町いきがいクラブ連合会事務局
	⑨日本赤十字社昭和町区分事務局活動の推進と社資協力者の拡大	⑩昭和町ボランティア連絡協議会事務局
	⑩昭和町赤十字奉仕団事務局	⑪昭和町結婚相談所事務局
	⑫傾聴ボランティア事務局	⑫昭和町障がい者福祉会事務局
	⑬支部社会福祉協議会事務局	⑬遺族会事務局
	⑭母子寡婦福祉会事務局	⑭賛助会員の拡大
	⑮共同募金活動の充実	
	⑯新たな自主財源の確保	

## 【基本方針Ⅳ】 安心して地域で暮らせる環境づくり

(災害時支援)



### (1)災害時支援

- ▶ 地域の役割として期待することは「緊急事態が起きた時の対応」が圧倒的に多くなっています。実際、災害が起きた際は、被災地となり、地域住民同士の助けあい、支えあいだけでは十分とはいえない環境となるため、災害時や緊急時のボランティアの受け入れ体制の整備に取り組みます。

<b>災害時支援</b>	①災害・防災ボランティアの受け入れ体制の整備 【再掲】
--------------	-----------------------------

## Ⅵ 計画の推進体制・進捗管理

本計画は、住民・地域やボランティア・NPO法人、事業者及び社会福祉協議会が主体となり、昭和町との連携のもと、地域活動のさらなる推進と、身近な地域課題の解決に向けた活動の方向性を示す計画ですので、これら地域福祉を担う主体と連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していきます。

また、本計画は活動計画（実施計画）であるため、年度ごとの実施事項の進捗管理に関しては、PDCAサイクルに則り、事務局において毎年度、進捗チェックと次年度への取り組み内容の検討を行い、その結果から必要に応じて事業の見直しや改善を行います。



発行：社会福祉法人 昭和町社会福祉協議会  
〒409-3864 山梨県中巨摩郡昭和町押越 955 番地 1  
電話：055-275-0640 / FAX：055-268-3737